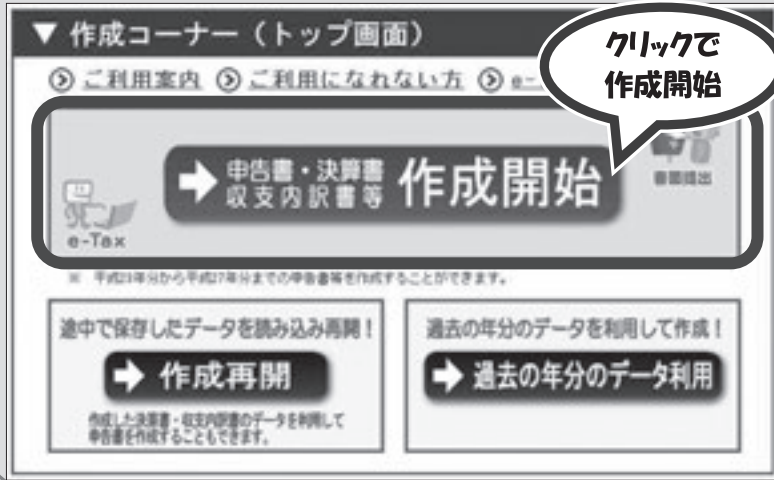


所得税の確定申告について～四日市税務署～

申告書・決算書等は、国税庁ホームページで作成できます！

確定申告書等作成コーナー



作成コーナー

検索

こんなメリットがあります

1 申告会場に出向く必要がありません。
(じばさん三重)

2 いつでも利用可能です。(※)

3 自動で税額を計算できます。

4 前年データが利用できます。

※ 確定申告期間は 24 時間いつでも利用できます。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

◆作成コーナーの操作などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

作成コーナーの操作方法などに関するご質問

▶月曜日～金曜日 9時～17時 (祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

受付時間は、時期により延長する場合があります。お問合せに当たっては、最新の情報をe-Taxホームページでご確認ください。上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください(通常の通話料金となります。)。間違い電話が多くなっておりますので、くれぐれもお間違えないようご注意ください。

～ご自宅で申告書作成が困難な方は～

確定申告会場は、「じばさん三重」6階です。(四日市市安島1-3-18)

【開設期間】2月16日(木)～3月15日(水) 9時～17時(土・日除く。)(受付終了時間16時)

※この期間は四日市税務署内には確定申告会場を設けません。

※無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

※じばさん三重へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

【税理士による無料税務相談】

会場 あさけプラザ (四日市市下之宮町296-1)

開設期間 2月14日(火)～17日(金)

相談時間は9時30分～16時です。

(ただし12時～13時を除く。)

※受付(受付番号の交付)は9時から行います。

※申告書の作成には時間を要しますので、受付を早めに終了することがあります。
※会場ではe-Taxによる申告相談も行っています。
※利用者識別番号、暗証番号がお分かりの場合は、番号の分かる書類をお持ちください。

【相談の対象となる人】

- 前年分の所得金額(青色事業専従者給与及び青色申告特別控除額の控除前または事業専従者控除額の控除前)が300万円以下の人。
- 消費税課税事業者である場合には、基準期間平成26年分の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当する人。

なお、譲渡所得・山林所得・贈与税の申告をされる人、また相談内容が複雑な人・申告書の作成に長時間を要する人は、税務署の確定申告会場をご利用ください。

～社会保障・税番号(マイナンバー)制度について～

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号(マイナンバー)制度が導入されました。

税務署へご提出いただく所得税等の確定申告書については、平成29年1月から、マイナンバーの記載が必要であるとともに、本人確認(番号及び身元確認)書類の提示又は写しの添付が必要です。

あさけプラザ



※ 駐車場が狭いため公共交通機関をご利用ください